

別紙1—1

2017年6月19日

届出番号12B3X10013000012

改訂 2017年9月19日

改訂 2019年10月15日

類別および一般的名称：器 6 2 歯科用切削器 歯科用キュレット

一般医療機器（JMDNコード 3 1 9 0 4 0 0 0）

販売名：チタン歯石けずり

【禁忌・禁止】

- 1、強くこすりすぎると歯や歯肉に傷をつける原因になりますので絶対におやめください。
- 2、他の用途にご使用しないでください。

【形状・構造】

- 1、全長 1 4 2 mm
- 2、直径 5. 5 mm



【原材料】

純チタン

【使用方法】

鋭利部分を歯表にあて歯石その他沈着物を削る

【使用上の注意】

- 1、歯グキの中の見えない歯石は歯科医院で取り除いてください
- 2、口腔内に炎症等の異常のある場合は専門医にご相談ください
- 3、強くこすりすぎると歯や歯肉に傷をつける原因になりますので絶対にお止めください
- 4、衛生上定期的に煮沸消毒をしてください
- 5、お子様の手の届かない場所に保管してください
- 6、他の用途にご使用しないでください
- 7、取り扱い上の注意書を大切に保管してください

【包装】

1本単位で包装する

【保管方法及び有効期間】

（保管方法）

- 1、保存期間の長短に関わらず、腐食を防ぐために洗浄後は必ず乾燥させること
- 2、「もらい錆」を防ぐために、錆のある器具と一緒に保管しないこと

【製造販売業者及び製造業の氏名または名称及び住所等】

製造販売業者及び製造業者	ピーティーアンドサヒインターナショナル（株）
住 所	千葉県千葉市稲毛区山王町 4 1 2—2
電 話	0 4 3—3 1 2—2 1 8 6